

## 記者発表資料

### 国道17号の通行止め解除について（第四報）

雪崩により通行止めを実施している下記区間については、除排雪作業が完了し、雪崩の専門家による点検およびパトロールにより安全が確認されたことから、2月22日(土)午前9:00通行止めを解除します。

これをもって、通行止めに伴う関越自動車道の通行無料措置については、終了します。

通行規制へのご理解とご協力ありがとうございました。

規制区間：国道17号

場 所：群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉～

新潟県南魚沼郡湯沢町三国

延 長：12km

規制期間：平成26年2月15日(土)3時30分～

※高速道路・一般道の交通規制情報はこちらをご覧ください。

日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/index.html>

#### 記者発表クラブ

刀水クラブ    テレビ記者会    高崎記者クラブ

#### 問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所  
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000(代)

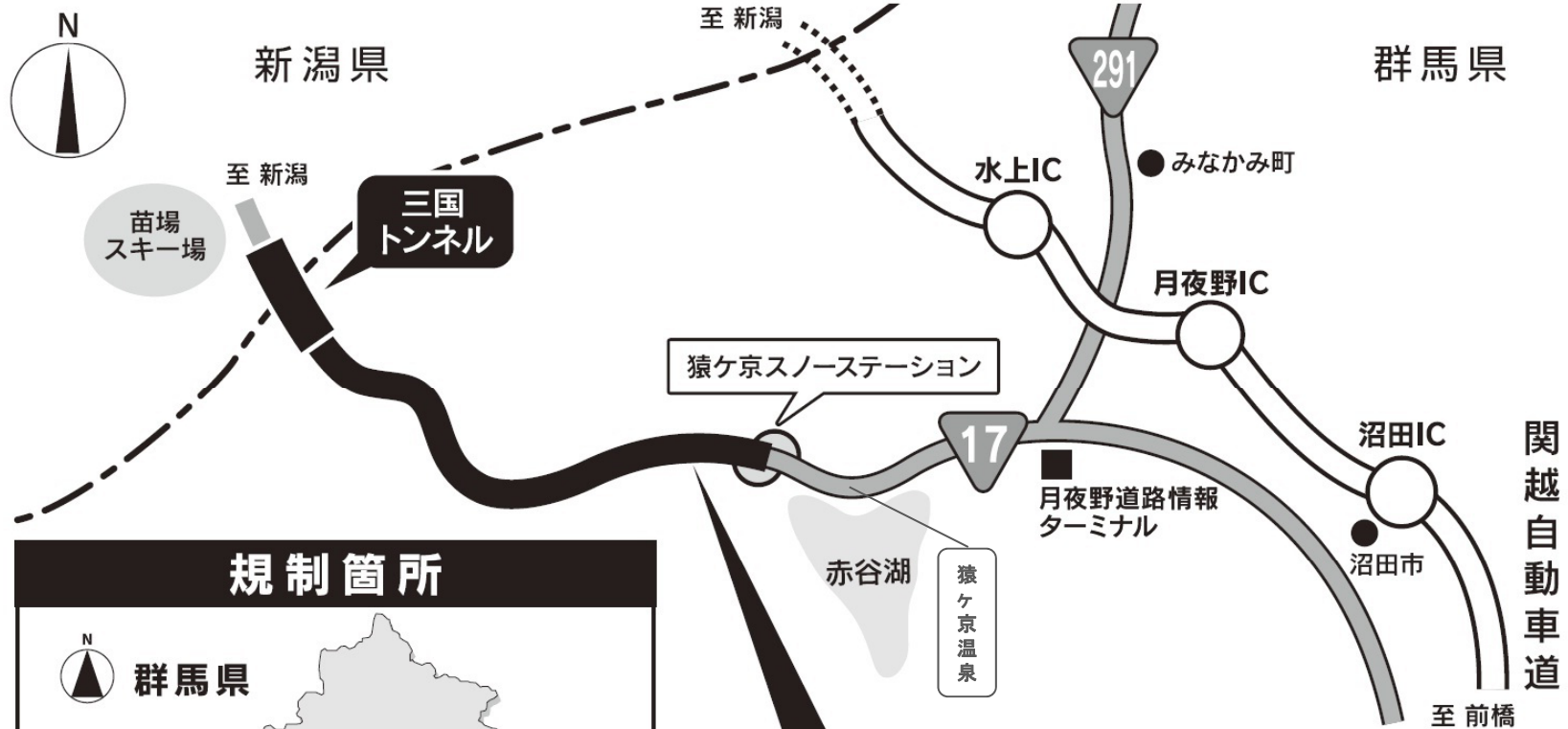
副 所 長 近藤 誠一郎 (こんどう せいいちろう) 内線：586

建設専門官 森田 信介 (もりた のぶすけ) 内線：586

高崎河川国道事務所ホームページ

高崎河川国道  検索 

# 規制箇所拡大図



**国道17号**

＜通行止区間＞

利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉～  
新潟県南魚沼郡湯沢町三国/12.0km/

**通行規制解除**  
H26.2.22 午前9:00